

令和2年(2020年)4月9日

生徒・保護者の皆様へ

田川高等学校長

感染対策強化期間に対応した臨時休業実施について（ご連絡）

令和2年4月8日の新型コロナウイルス感染症長野県対策本部からの要請に基づき、県立高校の臨時休業が実施されることになりました。新年度の再開直後、また新入生は入学直後の時期ですが、新型コロナウイルス感染症対策により下記についてお願いします。

記

- 1 休業期間 令和2年4月10日（金） ～ 4月24日（金）  
（再開等についての連絡は、あらためてオクレンジャー通知と本校 Web サイトへの掲載をします。）
- 2 休業の趣旨 新型コロナウイルス感染症に感染しないこと、また、他人に感染させないことを徹底する。
- 3 休業期間中の対応及びお願い
  - (1) 学習面について
    - ・学年ごとに学習課題を配布します。その課題を進めることはもちろん、生徒の皆さんは、自らも目標を立て自主的な学習をしてください。
  - (2) 生活面について
    - ・生徒の皆さんは、不要不急の外出は控えてください。外出した場合でも「三密」を満たす場所は避けてください。
    - ・毎日検温をし、体調管理を徹底してください。
    - ・家族も含めて、PCR 検査対象者、感染者もしくは濃厚接触者となった場合、あるいは感染の疑いがあり保健所等に相談した場合は、速やかに担任に連絡してください。
  - (3) 部活動について  
休業期間中には、一切部活動は行いません。
- 4 その他
  - ・「交通機関の定期券払い戻し対応について（お知らせ）」については次頁の通りです。
  - ・不安なこと等がある場合には担任の先生、または学校に相談してください。

以上

〈県教育委員会提供資料〉

交通機関の定期券払い戻し対応について（お知らせ）

各交通機関に定期券の払い戻し等に問い合わせたところ、次のような対応方法を回答していただきましたのでお知らせします。

なお、各交通機関で対応が異なっておりますので、詳細につきましては直接各交通機関にお問い合わせください。

■電車

交通機関	対 応
○ JR 東日本	通常の払い戻しは月割りで、7日間を越えて使用した場合は、1か月使用したものとみなし払い戻しはない。また、払戻日は申し出た日とされる。 今回は特例により、4月8日以降当該定期券を利用していない場合は、4月7日に払い戻しを申し出たものとみなし、1か月単位で計算した額（当該定期券の使用開始後7日以内の場合は利用日数分の往復運賃を差し引いた額）を手数料がかかるが払い戻す（1か月定期は7日使用すると、1か月使用したとみなされる）。 なお、4月8日以降に当該定期券を使用した場合は、その最終使用日に払い戻しの申し出をしたものとして取り扱う。 基本的には各駅に問い合わせていただきたい。 テレフォンセンター 050-2016-1600
○ JR 東海	通常の払い戻しは月割りで、7日間を越えて使用した場合は、1か月使用したものとみなし払い戻しはない。また、払戻日は申し出た日とされる。 今回の場合も基本的には通常の払い戻し（月割り）と同じ対応をするが、新たに最終登校日にさかのぼり（例えば4月9日）、1か月以上残りがあれば払い戻す。 詳細は各駅に問い合わせいただきたい。
○ しなの鉄道	日割りの払い戻しについて、社内で検討中。
○ 長野電鉄	基本的に月割りで払い戻す。日割りの払い戻しについて、社内で検討中。
○ 松本電鉄	通常の払い戻しは月割りで、3日間を越えて使用した場合は、1か月使用したものとみなし払い戻しはない。また、払戻日は申し出た日とされる。 4月8日以降当該定期券を利用していない場合は、4月7日に払い戻しを申し出たものとみなし、所定の計算方法により算出した額を手数料がかかるが払い戻す。 なお、4月8日以降に当該定期券を使用した場合は、その最終使用日に払い戻しの申し出をしたものとして取り扱う。
○ 上田電鉄	「通常開始日から7日目まで、その月は日割り」だが、他社と合わせたい。7日目を少し伸ばせるか、10日頃までには検討する。

■バス

学校ごとに直接バス会社にお問い合わせください